

平成21年9月

カラーコンタクトレンズを販売されている皆様へ

重要なお知らせ

(薬事法上の販売業許可を取得しないと、
カラーコンタクトレンズの販売ができなくなります)

- 平成21年11月4日より、おしゃれ用のカラーコンタクトレンズ（度数なし）が、視力補正用のコンタクトレンズ（度数付き）と同様に、薬事法上の「医療機器」として、規制の対象となります。
- これに伴いまして、11月4日以後、カラーコンタクトレンズを販売するためには、薬事法上の医療機器販売業の許可を取得している販売店でないと、販売できなくなります。
- 許可の取得の手続きには所定の時間がかかるため、今後ともカラーコンタクトレンズの販売の予定をされているにもかかわらず、手続きをなされていない方は、できるだけ早く所在地の都道府県庁薬務主管課にお問い合わせください。
- 11月4日以降、カラーコンタクトレンズについて許可なく販売を行った場合、薬事法違反となり、罰則が適用されることとなりますので、ご注意ください。さらなる詳細については、厚生労働省の以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

審査管理課医療機器審査管理室

TEL： 厚生労働省代表 03-5253-1111

(内線 2788、4216、2786、2912)